



平成18年5月19日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮田博之  
(コード番号1821 東証・大証1部)  
問合せ先 総務・法務部長 今上由雄  
(TEL 03-5332-7228)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の通り変更するものであります。

当社の機関の位置付けを明確にするため、変更案第4条の2(機関)を置くものであります。単元未満株式の権利の制限に関する規定を変更案第7条の2(単元未満株式についての権利)に新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することができるようにするため、変更案第13条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

個人株主の増加等による株主の多様化に対応した種類株主総会の円滑な運営のため、種類株主総会決議の定足数を議決権の過半数から3分の1へ緩和するため、改定案第16条の2第3項を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面等によりその決議を行うことができるよう、変更案第24条第2項を新設するものであります。

社外監査役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間にあらかじめ、責任を法令に定める限度額内とする契約を締結できる旨の変更案第34条の2(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

その他、必要な規定の加除、修正、移設、みなし変更規定の追加等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (2) 優先株式の普通株式への転換に伴い、第三回A種優先株式の発行可能株式数を変更するため、変更案第5条(株式の総数)を変更するものであります。
- (3) 株主様の利便性を図るため、単元未満株式の買増し制度を導入すべく、変更案第7条の3(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (4) 変動の激しい経営環境に対応するため、取締役の任期を1年に短縮すべく、変更案第19条第1項を改定するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は三井住友建設株式会社と称し、英文では Sumitomo Mitsui Construction Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土木、建築、プレストレストコンクリート、電気および管工事、その他工事の請負および設計監理</p> <p>(2) 海洋開発、地域開発、都市開発、資源開発および環境整備の設計監理</p> <p>(3) 前各号に関する調査、企画、立案等エンジニアリングおよびコンサルティング業務の受託</p> <p>(4) 不動産の取得、管理、利用、処分および貸借</p> <p>(5) 不動産の売買、仲介および鑑定</p> <p>(6) 土木・建築用材料、プレストレストコンクリート製品、免震装置、制震装置および機械器具等の製造、供給販売および賃貸</p> <p>(7) 土木構造物および建築物の維持、補修および保安警備</p> <p>(8) 造園および園芸に関する事業</p> <p>(9) 工業所有権、著作権およびコンピューターソフトウェアの開発、取得、実施許諾および販売</p> <p>(10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(11) コンピューター等電子応用事務機器の開発、販売、賃貸および保守管理</p> <p>(12) 総合リース業</p> <p>(13) 老人ホーム・研修・医療・スポーツ施設、スキー場・遊園地等のレジャー施設、宿泊施設および飲食店の経営、管理、運営および賃貸</p> <p>(14) 労働者派遣事業</p> <p>(15) 損害保険代理業</p> <p>(16) 金銭の貸付その他の金融業</p> <p>(17) 公害防止に関する事業</p> <p>(18) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生利用</p> <p>(19) 土壌・地下水汚染の調査および評価ならびにその修復、浄化に関する設計、施工、監理</p> <p>(20) 前各号に付帯関連する事業</p> <p>2. 前項の外必要なる事業に出資および融資ならびに保証することができる。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>三井住友建設株式会社</u>と称し、英文では Sumitomo Mitsui Construction Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 土木、建築、プレストレストコンクリート、電気および管工事、その他工事の請負および設計監理</p> <p>(2) 海洋開発、地域開発、都市開発、資源開発および環境整備の設計監理</p> <p>(3) 前各号に関する調査、企画、立案等エンジニアリングおよびコンサルティング業務の受託</p> <p>(4) 不動産の取得、管理、利用、処分および貸借</p> <p>(5) 不動産の売買、仲介および鑑定</p> <p>(6) 土木・建築用材料、プレストレストコンクリート製品、免震装置、制震装置および機械器具等の製造、供給販売および賃貸</p> <p>(7) 土木構造物および建築物の維持、補修および保安警備</p> <p>(8) 造園および園芸に関する事業</p> <p>(9) 工業所有権、著作権およびコンピューターソフトウェアの開発、取得、実施許諾および販売</p> <p>(10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(11) コンピューター等電子応用事務機器の開発、販売、賃貸および保守管理</p> <p>(12) 総合リース業</p> <p>(13) 老人ホーム・研修・医療・スポーツ施設、スキー場・遊園地等のレジャー施設、宿泊施設および飲食店の経営、管理、運営および賃貸</p> <p>(14) 労働者派遣事業</p> <p>(15) 損害保険代理業</p> <p>(16) 金銭の貸付その他の金融業</p> <p>(17) 公害防止に関する事業</p> <p>(18) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生利用</p> <p>(19) 土壌・地下水汚染の調査および評価ならびにその修復、浄化に関する設計、施工、監理</p> <p>(20) 前各号に付帯関連する事業</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店</u>を東京都新宿区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告<u>方法は</u>、<u>日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条の 2 <u>当社は、株主総会および取締役の外、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>

<p>第 2 章 株 式 (株式の総数) 第 5 条 当会社が発行する株式総数は26億9,996万4,970株とし、内26億6,946万4970株は普通株式、200万株は第一回優先株式、450万株は第二回 A 種優先株式、400万株は第三回 A 種優先株式、800万株は第三回 B 種優先株式、600万株は第三回 C 種優先株式、600万株は第三回 D 種優先株式とする。但し、普通株式につき消却があった場合または各優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は商法第211条ノ3第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新 設) ( 1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の普通株式ならびに第一回優先株式、第二回 A 種優先株式、第三回 A 種優先株式、第三回 B 種優先株式、第三回 C 種優先株式および第三回 D 種優先株式各 1 単元の株式の数は100株とする。 2 . 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式(以下、単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。但し、当社が株主のために必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(新 設) (株券の種類) 第 8 条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。 (名義書換代理人) 第 9 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2 . 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3 . 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または信託財産の表示およびそれらの抹消、株券の交付、届出の受理、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わ</p>	<p>第 2 章 株 式 (株式の総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、26億9,635万9,614株とし、当社の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>( 1 ) 普通株式</td> <td>26億6,946万4,970株</td> </tr> <tr> <td>( 2 ) 第一回優先株式</td> <td>200万株</td> </tr> <tr> <td>( 3 ) 第二回 A 種優先株式</td> <td>450万株</td> </tr> <tr> <td>( 4 ) 第三回 A 種優先株式</td> <td>39万4,644株</td> </tr> <tr> <td>( 5 ) 第三回 B 種優先株式</td> <td>800万株</td> </tr> <tr> <td>( 6 ) 第三回 C 種優先株式</td> <td>600万株</td> </tr> <tr> <td>( 7 ) 第三回 D 種優先株式</td> <td>600万株</td> </tr> </table> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</p> <p>(株券の発行) 第 6 条の 2 当社は、全部の種類株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の普通株式ならびに第一回優先株式、第二回 A 種優先株式、第三回 A 種優先株式、第三回 B 種優先株式、第三回 C 種優先株式および第三回 D 種優先株式の各単元株式数は100株とする。 2 . 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、法令による場合または当社が株主のために必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 7 条の 2 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ( 1 ) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 ( 2 ) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 ( 3 ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ( 4 ) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 7 条の 3 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株券の種類) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 . 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	( 1 ) 普通株式	26億6,946万4,970株	( 2 ) 第一回優先株式	200万株	( 3 ) 第二回 A 種優先株式	450万株	( 4 ) 第三回 A 種優先株式	39万4,644株	( 5 ) 第三回 B 種優先株式	800万株	( 6 ) 第三回 C 種優先株式	600万株	( 7 ) 第三回 D 種優先株式	600万株
( 1 ) 普通株式	26億6,946万4,970株														
( 2 ) 第一回優先株式	200万株														
( 3 ) 第二回 A 種優先株式	450万株														
( 4 ) 第三回 A 種優先株式	39万4,644株														
( 5 ) 第三回 B 種優先株式	800万株														
( 6 ) 第三回 C 種優先株式	600万株														
( 7 ) 第三回 D 種優先株式	600万株														

ない。

(株式に関する取扱いおよび手数料)

第10条 当社の株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項その他本定款に別段の定めある場合の外必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。

## 第2章の2 優先株式

(第一回優先株主に対する配当金)

第11条の2 当社は第36条に定める利益配当を行うときは、第一回優先株式を有する株主(以下、第一回優先株主という。)または第一回優先株式の登録質権者(以下、第一回優先登録質権者という。)に対し、第一回優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金(以下、第一回優先配当金という。)を支払う。但し、当該営業年度において第11条の3に定める中間配当金を支払ったときは第一回優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある営業年度において第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第一回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

3. 第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対しては第一回優先配当金を超えて配当は行わない。

4. 第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という。)または普通株式の登録質権者(以下、普通登録質権者という。)に先立ち、但し、第二回A種優先株式を有する株主(以下、第二回A種優先株主という。)または第二回A種優先株式の登録質権者(以下、第二回A種優先登録質権者という。)、第三回A種優先株式を有する株主(以下、第三回A種優先株主という。)または第三回A種優先株式の登録質権者(以下、第三回A種優先登録質権者という。)、第三回B種優先株式を有する株主(以下、第三回B種優先株主という。)または第三回B種優先株式の登録質権者(以下、第三回B種優先登録質権者という。)、第三回C種優先株式を有する株主(以下、第三回C種優先株主という。)または第三回C種優先株式の登録質権者(以下、第三回C種優先登録質権者という。)および第三回D種優先株式を有する株主(以下、第三回D種優先株主という。)または第三回D種優先株式の登録質権者(以下、第三回D種優先登録質権者という。)に劣後して、支払われるものとする。

(第一回優先株主に対する中間配当)

(株式に関する取扱いおよび手数料)

第10条 当社の株主名簿記載事項の記載または記録、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増請求の取扱い、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(削除)

## 第2章の2 優先株式

(第一回優先株主に対する配当金)

第11条の2 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第一回優先株式を有する株主(以下、第一回優先株主という。)または第一回優先株式の登録質権者(以下、第一回優先登録株式質権者という。)に対し、第一回優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金(以下、第一回優先配当金という。)を支払う。但し、当該事業年度において第11条の3に定める中間配当金を支払ったときは第一回優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある事業年度において第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第一回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

3. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対しては第一回優先配当金または第11条の3に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。

4. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という。)または普通株式の登録質権者(以下、普通登録株式質権者という。)に先立ち、但し、第二回A種優先株式を有する株主(以下、第二回A種優先株主という。)または第二回A種優先株式の登録質権者(以下、第二回A種優先登録株式質権者という。)、第三回A種優先株式を有する株主(以下、第三回A種優先株主という。)または第三回A種優先株式の登録質権者(以下、第三回A種優先登録株式質権者という。)、第三回B種優先株式を有する株主(以下、第三回B種優先株主という。)または第三回B種優先株式の登録質権者(以下、第三回B種優先登録株式質権者という。)、第三回C種優先株式を有する株主(以下、第三回C種優先株主という。)または第三回C種優先株式の登録質権者(以下、第三回C種優先登録株式質権者という。)および第三回D種優先株式を有する株主(以下、第三回D種優先株主という。)または第三回D種優先株式の登録質権者(以下、第三回D種優先登録株式質権者という。)に劣後して、支払われるものとする。

(第一回優先株主に対する中間配当)

<p>第11条の3 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対し、第11条の2第4項の順位に従い、第一回優先株式1株につき第一回優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</p> <p>(第一回優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当社の残余財産を分配するときは、第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一回優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>2. 第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第一回優先株式の買受け)</p> <p>第11条の5 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第一回優先株式を買受けることができる。</p> <p>2. <u>当社が前項の定めに従って第一回優先株式を買受ける場合、第一回優先株主以外の株主は、当社に対して自己の保有する第一回優先株式以外の株式の買受けを求めることはできない。</u></p> <p>(第一回優先株主の議決権)</p> <p>第11条の6 第一回優先株主は株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第一回優先株主に対する新株引受権等)</p> <p>第11条の7 当社は第一回優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第一回優先株主の転換予約権)</p> <p>第11条の8 第一回優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第一回優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(第一回優先株式の強制転換条項)</p> <p>第11条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第一回優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、当初転換価額の200%(以下、本条において上限転換価額という。)を上回るときまたは当初転換価額の80%(以下、本条において下限転換価額という。)を下回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を の場合上限転換価額で、 の場合下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>(第二回A種優先株主に対する配当金)</p> <p>第11条の10 当社は第36条に定める利益配当を行うと</p>	<p>第11条の3 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、第11条の2第4項の順位に従い、第一回優先株式1株につき第一回優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</p> <p>(第一回優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当社の残余財産を分配するときは、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>2. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第一回優先株式の取得)</p> <p>第11条の5 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第一回優先株式を取得することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(第一回優先株主の議決権)</p> <p>第11条の6 第一回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第一回優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の7 当社は、第一回優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(第一回優先株主の取得請求権)</p> <p>第11条の8 第一回優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、<u>当社が第一回優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p> <p>(第一回優先株式の強制取得条項)</p> <p>第11条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第一回優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第一回優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、当初取得価額の200%(以下、本条において上限取得価額という。)を上回るときまたは当初取得価額の80%(以下、本条において下限取得価額という。)を下回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を の場合上限取得価額で、 の場合下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>(第二回A種優先株主に対する配当金)</p> <p>第11条の10 当社は、第36条に定める期末配当を行うと</p>
---	---

きは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対し、第二回A種優先株式1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金（以下、第二回A種優先配当金という。）を支払う。但し、当該営業年度において第11条の11に定める中間配当金を支払ったときは第二回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある営業年度において第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第二回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対しては第二回A種優先配当金を超えて配当は行わない。
- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株主または普通登録質権者および第一回優先株主または第一回優先登録質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に劣後して、支払われるものとする。

（第二回A種優先株主に対する中間配当）

第11条の11 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対し、第11条の10第4項の順位に従い、第二回A種優先株式1株につき第二回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

（第二回A種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の12 当社の残余財産を分配するときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二回A種優先株式1株につき500円を支払う。

- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

（第二回A種優先株式の買受け）

第11条の13 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第二回A種優先株式を買受けすることができる。

- 当会社が前項の定めに従って第二回A種優先株式を買受けする場合、第二回A種優先株主以外の株主は、当会社に対して自己の保有する第二回A種優先株式以外の株式の買受けを求めない。

（第二回A種優先株主の議決権）

第11条の14 第二回A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

（第二回A種優先株主に対する新株引受権等）

第11条の15 当社は第二回A種優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

（第二回A種優先株主の転換予約権）

第11条の16 第二回A種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第二回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

きは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、第二回A種優先株式1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第二回A種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において第11条の11に定める中間配当金を支払ったときは第二回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある事業年度において第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第二回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対しては第二回A種優先配当金または第11条の11に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。
- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。

（第二回A種優先株主に対する中間配当）

第11条の11 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、第11条の10第4項の順位に従い、第二回A種優先株式1株につき第二回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

（第二回A種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の12 当社の残余財産を分配するときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回A種優先株式1株につき500円を支払う。

- 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

（第二回A種優先株式の取得）

第11条の13 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第二回A種優先株式を取得することができる。

（削除）

（第二回A種優先株主の議決権）

第11条の14 第二回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（第二回A種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等）

第11条の15 当社は、第二回A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

（第二回A種優先株主の取得請求権）

第11条の16 第二回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第二回A種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求する

(新 設)

(第二回A種優先株式の強制転換条項)

第11条の17 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第二回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

2. 前項の場合、当該平均値が、当初転換価額の150%(以下、本条において上限転換価額という。)を上回るときまたは当初転換価額の60%(以下、本条において下限転換価額という。)を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を の場合上限転換価額で、 の場合下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。
3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(第三回A種優先株主に対する配当金)

第11条の18 当社は第36条に定める利益配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対し、第三回A種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金(以下、第三回A種優先配当金という。)を支払う。但し、当該営業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある営業年度において第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
3. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対しては第三回A種優先配当金を超えて配当は行わない。
4. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株主または普通登録質権者、第一回優先株主または第一回優先登録質権者、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に先立ち、支払われるものとする。

(第三回A種優先株主に対する中間配当)

第11条の19 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回A種優先株式1株につき第三回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回A種優先株主に対する残余財産の分配)

ことができる。

2. 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第二回A種優先株式の強制取得条項)

第11条の17 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第二回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

2. 前項の場合、当該平均値が、当初取得価額の150%(以下、本条において上限取得価額という。)を上回るときまたは当初取得価額の60%(以下、本条において下限取得価額という。)を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を の場合上限取得価額で、 の場合下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。
3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。

(第三回A種優先株主に対する配当金)

第11条の18 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、第三回A種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金(以下、第三回A種優先配当金という。)を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある事業年度において第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
3. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対しては第三回A種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。
4. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に先立ち、支払われるものとする。

(第三回A種優先株主に対する中間配当)

第11条の19 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回A種優先株式1株につき第三回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回A種優先株主に対する残余財産の分配)

<p>第11条の20 当会社の残余財産を分配するときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三回A種優先株式1株につき2,500円を支払う。</p> <p>2. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第三回A種優先株式の買受け)</p> <p>第11条の21 当会社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第三回A種優先株式の全部または一部を契約により買受けることができる。</p> <p>2. <u>当会社が前項の定めに従って第三回A種優先株式を買受ける場合、第三回A種優先株主以外の株主は、当会社に対して自己の保有する第三回A種優先株式以外の株式の買受けを求めすることはできない。</u></p> <p>(第三回A種優先株主の議決権)</p> <p>第11条の22 第三回A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第三回A種優先株主に対する新株引受権等)</p> <p>第11条の23 当会社は第三回A種優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第三回A種優先株主の転換予約権)</p> <p>第11条の24 第三回A種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第三回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(第三回A種優先株式の強制転換条項)</p> <p>第11条の25 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく上限転換価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく下限転換価額を下回るときは、第三回A種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限転換価額で、の場合当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>(第三回B種優先株主に対する配当金)</p> <p>第11条の26 当会社は第36条に定める利益配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対し、第三回B種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金(以下、第三回B種優先配当</p>	<p>第11条の20 当会社の残余財産を分配するときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回A種優先株式1株につき2,500円を支払う。</p> <p>2. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第三回A種優先株式の取得)</p> <p>第11条の21 当会社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第三回A種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(第三回A種優先株主の議決権)</p> <p>第11条の22 第三回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第三回A種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の23 当会社は、第三回A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(第三回A種優先株主の取得請求権)</p> <p>第11条の24 第三回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、<u>当会社が第三回A種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p> <p>(第三回A種優先株式の強制取得条項)</p> <p>第11条の25 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに<u>当会社が取得する。</u>但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回A種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限取得価額で、の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに<u>当会社が取得する。</u></p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>(第三回B種優先株主に対する配当金)</p> <p>第11条の26 当会社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、第三回B種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金(以下、第三回B種優先</p>
---	--



金という。)を支払う。但し、当該営業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回B種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある営業年度において第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三回B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対しては第三回B種優先配当金を超えて配当は行わない。
- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株主または普通登録質権者、第一回優先株主または第一回優先登録質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に劣後して、支払われるものとする。

(第三回B種優先株主に対する中間配当)

第11条の27 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回B種優先株式1株につき第三回B種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回B種優先株主に対する残余財産の分配)

第11条の28 当社の残余財産を分配するときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三回B種優先株式1株につき2,500円を支払う。

- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

(第三回B種優先株式の買受け)

第11条の29 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第三回B種優先株式の全部または一部を契約により買受けすることができる。

- 当会社が前項の定めに従って第三回B種優先株式を買受ける場合、第三回B種優先株主以外の株主は、当会社に対して自己の保有する第三回B種優先株式以外の株式の買受けを求めない。

(第三回B種優先株主に対する新株引受権等)

第11条の30 当社は第三回B種優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(第三回B種優先株主の転換予約権)

第11条の31 第三回B種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第三回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(新 設)

(第三回B種優先株式の強制転換条項)

第11条の32 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回B種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回B種優先株式1株

配当金という。)を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回B種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある事業年度において第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対しては第三回B種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。
- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。

(第三回B種優先株主に対する中間配当)

第11条の27 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回B種優先株式1株につき第三回B種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回B種優先株主に対する残余財産の分配)

第11条の28 当社の残余財産を分配するときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回B種優先株式1株につき2,500円を支払う。

- 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

(第三回B種優先株式の取得)

第11条の29 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第三回B種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

(削 除)

(第三回B種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)

第11条の30 当社は、第三回B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(第三回B種優先株主の取得請求権)

第11条の31 第三回B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第三回B種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。

- 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第三回B種優先株式の強制取得条項)

第11条の32 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三回B種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回B種優先株式1株

の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく上限転換価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく下限転換価額を下回るときは、第三回B種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限転換価額で、の場合当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。

- 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

（第三回C種優先株主に対する配当金）

第11条の33 当社は第36条に定める利益配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対し、第三回C種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金（以下、第三回C種優先配当金という。）を支払う。但し、当該営業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回C種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある営業年度において第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三回C種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対しては第三回C種優先配当金を超えて配当は行わない。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株主または普通登録質権者、第一回優先株主または第一回優先登録質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に劣後して、支払われるものとする。

（第三回C種優先株主に対する中間配当）

第11条の34 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回C種優先株式1株につき第三回C種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

（第三回C種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の35 当社の残余財産を分配するときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三回C種優先株式1株につき2,500円を支払う。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

（第三回C種優先株式の買受け）

第11条の36 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第三回C種優先株式の全部または一部を契約

の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回B種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限取得価額で、の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。

- 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。

（第三回C種優先株主に対する配当金）

第11条の33 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、第三回C種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第三回C種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回C種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

- ある事業年度において第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回C種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対しては第三回C種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。

（第三回C種優先株主に対する中間配当）

第11条の34 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回C種優先株式1株につき第三回C種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

（第三回C種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の35 当社の残余財産を分配するときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回C種優先株式1株につき2,500円を支払う。

- 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

（第三回C種優先株式の取得）

第11条の36 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第三回C種優先株式の全部または一部を契約

により買受けることができる。

2. 当社が前項の定めに従って第三回C種優先株式を買受ける場合、第三回C種優先株主以外の株主は、当社に対して自己の保有する第三回C種優先株式以外の株式の買受けを求めるとはできない。

(第三回C種優先株主に対する新株引受権等)

- 第11条の37 当社は第三回C種優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(第三回C種優先株主の転換予約権)

- 第11条の38 第三回C種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第三回C種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(新 設)

(第三回C種優先株式の強制転換条項)

- 第11条の39 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回C種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく上限転換価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく下限転換価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限転換価額で、の場合当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(第三回D種優先株主に対する配当金)

- 第11条の40 当社は第36条に定める利益配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対し、第三回D種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の利益配当金(以下、第三回D種優先配当金という。)を支払う。但し、当該営業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回D種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある営業年度において第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三回D種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

3. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対しては第三回D種優先配当金を超えて配当は行わない。

4. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対する利益配当金は、普通株主または普通登録質

約により取得することができる。

(削 除)

(第三回C種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)

- 第11条の37 当社は、第三回C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(第三回C種優先株主の取得請求権)

- 第11条の38 第三回C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第三回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。

2. 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第三回C種優先株式の強制取得条項)

- 第11条の39 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三回C種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限取得価額で、の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。

3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。

(第三回D種優先株主に対する配当金)

- 第11条の40 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、第三回D種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金(以下、第三回D種優先配当金という。)を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回D種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

2. ある事業年度において第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回D種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

3. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対しては第三回D種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。

4. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登

権者、第一回優先株主または第一回優先登録質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録質権者に劣後して、支払われるものとする。

(第三回D種優先株主に対する中間配当)

第11条の41 当社は第37条に定める中間配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回D種優先株式1株につき第三回D種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回D種優先株主に対する残余財産の分配)

第11条の42 当社の残余財産を分配するときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三回D種優先株式1株につき2,500円を支払う。

2. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

(第三回D種優先株式の買受け)

第11条の43 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第三回D種優先株式の全部または一部を契約により買受けすることができる。

2. 当社が前項の定めに従って第三回D種優先株式を買受ける場合、第三回D種優先株主以外の株主は、当社に対して自己の保有する第三回D種優先株式以外の株式の買受けを求められない。

(第三回D種優先株主に対する新株引受権等)

第11条の44 当社は第三回D種優先株主には新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(第三回D種優先株主の転換予約権)

第11条の45 第三回D種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で第三回D種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(新 設)

(第三回D種優先株式の強制転換条項)

第11条の46 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回D種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉転換日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく上限転換価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める転換の条件に基づく下限転換価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限転換価額で、 の場合当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。

録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。

(第三回D種優先株主に対する中間配当)

第11条の41 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回D種優先株式1株につき第三回D種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

(第三回D種優先株主に対する残余財産の分配)

第11条の42 当社の残余財産を分配するときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回D種優先株式1株につき2,500円を支払う。

2. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。

(第三回D種優先株式の取得)

第11条の43 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第三回D種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

(削 除)

(第三回D種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)

第11条の44 当社は、第三回D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(第三回D種優先株主の取得請求権)

第11条の45 第三回D種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第三回D種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。

2. 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第三回D種優先株式の強制取得条項)

第11条の46 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三回D種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2. 前項の場合、当該平均値が、発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額の場合当該上限取得価額で、 の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに

<p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>(優先株式の利益配当金および中間配当金の優先順位)</p> <p>第11条の47 第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の利益配当金および中間配当金の支払順位は同順位とする。</p> <p>(優先株式の残余財産支払の優先順位)</p> <p>第11条の48 第一回優先株式、第二回A種優先株式、第三回A種優先株式、第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の残余財産の支払順位は同順位とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月東京都において招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。</p> <p>3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令ならびに本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>2. 株主または代理人は株主総会前に委任状を当社に提出しなければならない。</p> <p>3. 代理権の授与は各総会毎にしなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 当社の株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し議長ならびに出席した取締役記名捺印する。</p> <p>2. 株主総会の議事録はその原本を10年間本店に、また</p>	<p>当社が取得する。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>(優先株式の期末配当金および中間配当金の優先順位)</p> <p>第11条の47 第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の期末配当金および中間配当金の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(優先株式の残余財産支払の優先順位)</p> <p>第11条の48 第一回優先株式、第二回A種優先株式、第三回A種優先株式、第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月東京都において招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条の2 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令ならびに本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるものとされる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の議決権を有する株主1名でなければならない。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会前に委任状を当社に提出しなければならない。</p> <p>3. 代理権の授与は、各総会毎にしなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 当社の株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、10年間本店に、またその写し</p>
--	---

<p>その<u>謄本</u>を5年間支店に備え置く。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第12条第2項、第12条第3項、第13条、第15条および第16条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は18名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第18条 当社の取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は</u>取締役会の決議をもって、取締役社長1名を<u>選任</u>する。</p> <p>2. 必要あるときは取締役会の決議をもって、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>当社は</u>取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役若干名を<u>選任</u>するものとし内1名は取締役社長とする。</p> <p>2. 取締役社長は取締役会の決議により当会社を代表して業務を執行するとともに、当会社業務全般を統轄する。</p> <p>3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招 集)</p> <p>第22条 当社の取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長が招集する。但し、取締役会長の<u>選任</u>あるときは取締役会長がこれに当り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第23条 当社の取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。但し、取締役会長の<u>選任</u>あるときは取締役会長</p>	<p>を5年間支店に備え置く。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第12条第2項、第12条第3項、第13条、<u>第13条の2</u>、第15条および第16条の規定は、<u>種類株主総会</u>にこれを準用する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した種類株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第18条 当社の取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>その決議</u>をもって、取締役社長1名を<u>選定</u>する。</p> <p>2. 必要あるときは取締役会は、<u>その決議</u>をもって、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>その決議</u>をもって、会社を代表すべき取締役若干名を<u>選定</u>するものとし内1名は取締役社長とする。</p> <p>2. 取締役社長は、<u>取締役会の決議</u>により当会社を代表して業務を執行するとともに、当会社業務全般を統轄する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合</u>を除き取締役社長が招集する。但し、取締役会長の<u>選定</u>あるときは取締役会長がこれに当り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する</u>。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第23条 当社の取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当る。但し、取締役会長の<u>選定</u>あるときは取締役会長</p>
--	--

<p>がこれに当り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第24条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第25条 当社の取締役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した取締役および監査役記名捺印する。</p> <p>2. 取締役会の議事録はこれを10年間本店に備え置く。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は株主総会がこれを決定する。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条の2 当社は、社外取締役との間で、<u>商法第266条第19項の規定により、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 当社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第28条 当社の監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって決する</u>。</p> <p>(任 期)</p> <p>第29条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>当社は監査役の互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(招 集)</p> <p>第31条 当社の監査役会の招集通知は会日の2日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第32条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第33条 当社の監査役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した監査役記名捺印する。</p> <p>2. 監査役会の議事録はこれを10年間本店に備え置く。</p>	<p>がこれに当り、取締役会長に事故があるときは取締役社長がこれに代る。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法および決議の省略)</p> <p>第24条 当社の取締役会の決議は、<u>決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす</u>。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第25条 当社の取締役会の議事については、<u>法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名または記名押印する</u>。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、<u>株主総会がこれを決定する</u>。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条の2 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする</u>。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>6名以内とする</u>。</p> <p>(選 任)</p> <p>第28条 当社の監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任 期)</p> <p>第29条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(招 集)</p> <p>第31条 当社の監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる</u>。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第32条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第33条 当社の監査役会の議事については、<u>法令等に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役は、これに署名または記名押印する</u>。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</p>
--	--

<p>(報酬)</p> <p>第34条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は株主総会がこれを決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>(以下、中間配当という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 当社の利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払利益配当金および未払中間配当金には利息はつけない。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 当社の監査役の報酬等は、株主総会がこれを決定する。</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第34条の2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当)</p> <p>第36条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、当該事業年度に係る金銭による剰余金の配当</u>(以下、期末配当という。)をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当</u>(以下、中間配当という。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、<u>その支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払配当財産には利息はつけない。</p>
---	--

以上